

(非公式訳)

投資委員会事務局告示

第 Por.1/2545

件名：投資金額の定義

仏暦 2544 年（2001 年）12 月 7 日付け第 Por.12/2544 号投資委員会事務局告示件名：法人所得税免除額の比率、規定および計算法の決定に即応して投資金額を計算させるため、

仏暦 2544 年（2001 年）投資奨励法（第 3 号）により修正された仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 11 条、第 13 条および第 31 条の権限に基づき、投資委員会の承認により投資委員会事務局は投資金額の定義を以下の通り定める。

1. 委員会が法人税免除額の決定に使用するため、土地代および運転資金を除く投資資本金とは以下のものを含む。

1.1 建設費とは以下のものを含む。

1.1.1 自社で建設する場合、事務所、工場、公共施設、設備および増築、改築の建設費を含む。

1.1.2 既存の建物の買い取りまたは使用の場合、売買契約における金額または投資奨励申請より 1 周期前の決算書における簿価を使用すること。

1.1.3 建物または工場の賃借の場合、賃借契約における賃料を使用する。但し、賃借期間は 3 年以上でなければならない。

1.2 機械代金、設置費、試運転費とは以下のものを含む。

1.2.1 機械の買取の場合、機械代金、機械設置費、試運転費、エンジニアリング費、設計料金など機械代金に含まれる技術料を意味する。ソフトウェア事業および E-

Commerce の場合はコンピューターおよびソフトウェア代金を含む。

1.2.2 ハイヤーパーチェスまたはリースの場合、ハイヤーパーチェスまたはリース契約における金額を使用すること。

1.2.3 機械の賃借の場合、賃借契約における金額を使用すること。但し、契約期間は1年以上でなければならない。

1.2.4 奨励申請書に示し、関連会社から無償で提供される場合提供者における機械の簿価を使用すること。為替レートは奨励申請日のレートを使用すること。

1.2.5 機械の抵当の場合、語かを使用すること。

事業所移転の促進には機械代金を計算に入れることを禁じる。

1.3 操業前費用とは交通費、弁護士費用、諸手続き料金、定款登記費用を含む新会社設立費用を意味する。

1.4 その他資産とは以下のものを含む。

1.4.1 事務機器代金および車両代金、新会社による奨励申請および工場移転奨励の申請の場合のみとする。

1.4.2 国に支払うコンセッション、特権、自然資源関連料金。

2.以上の規定で判断できない場合、事務局長が定めることとする。

告示日：2002年1月28日

(チャカラモン・パースクワニット)

投資委員会長官